

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定教育・保育施設等の利用調整	
根拠法令・条項	児童福祉法第24条第3項 堺市子ども・子育て支援施行規則第19条及び第20条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 子育て支援課	
審 査 基 準	別添「堺市保育施設等利用調整基準」のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	事案ごとに審査項目や、審査に要する時間が異なるため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。

堺市保育施設等利用調整基準

(趣旨)

第1条 この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第3項及び同法附則第73条第1項の規定に基づき、本市が①保育所(法第39条に規定された施設)、②認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る)、③家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定された事業)、④小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定された事業)、⑤事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定された事業)(以下、①～⑤を「保育施設等」という。)の利用を調整する基準について、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 本市が保育施設等への利用調整をしようとするときは、各保健福祉総合センターにおいて毎月25日までに判定会議を開き、当該児童及び家庭の総合的状況を把握し、保育の必要性の程度が高いと認められる者から順に利用の決定及び調整をするものとする。ただし、毎年4月1日からの保育施設等の利用の調整及び決定をしようとするときは、前年の10月末日までに申し込みのあったものについて、12月末日までに判定会議を開くことを基本とする。

2 市長は、前項の保育の必要性の程度についての判定を客観的かつ公正に行い、及び調整基準の統一を図るため、次に掲げるそれぞれの審査項目ごとに家庭の状況等を数量的に評価し、利用調整するものとする。

- (1) 優先項目
- (2) 基準項目
- (3) 加点項目
- (4) 同点になった場合の優先段階

(優先項目)

第3条 前条第2項第1号に掲げる優先項目とは、次の各号に掲げるものをいい、当該各号のいずれかに該当する家庭については、他に優先して保育施設等への利用調整を行うものとする。

- (1) 単身家庭 父又は母のみの家庭であって、当該父又は母が就労中又は就労可能なものをいう。
- (2) 生活保護家庭 父又は母が就労中又は就労可能な生活保護家庭であって、近い将来自立が見込まれるものをいう。
- (3) その他の優先家庭 法第25条の8第3項及び法第26条第1項第4号に基づく報告又は通知を受理した場合など、その他の優先的に保育を行う必要があると認められる家庭の児童と保健福祉総合センター所長が判断した場合をいう。
- (4) 育児休業取得後の復職による再利用
利用児童以外の児童の育児休業のため保育施設等を退所し、復職時に再度利用を希望する場合(*再度利用を希望する児童のみが対象)をいう。

(基準項目)

第4条 第2条第2項第2号に掲げる基準項目とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令44号)第1条各号及び堺市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第76号)に掲げる認定事由のそれぞれを別表第1に定めるとおり細分したものをいい、当該基準項目に応じて、それぞれ同表に定めるとおり採点を行うものとする。

(加点項目)

第5条 第2条第2項第3号に掲げる加点項目とは、世帯単位で基準項目に該当する家庭の状況及び当該児童のおかれている状況を別表第2左欄に定めるとおり分類したものをいい、当該加点項目に応じて、それぞれ同表右欄に定める点数を前条により採点した基準項目に係る点数に加点するものとする。

(同点になった場合の優先段階)

第6条 第2条第2項第4号に掲げる同点になった場合の優先段階とは、第4条及び第5条において採点した結果、同点になった場合に別表第3に定めるとおり分類したものをいい、当該優先段階に応じて、それぞれ同表に定めるとおり審査を行うものとする。

(連携施設への受入れ)

第7条 第2条の規定にかかわらず、地域型保育事業を卒園した児童が連携施設への利用を希望する場合はこれに優先する。なお、連携施設への申込みが連携施設の受入れ可能な人員を超える場合は、本基準により利用を調整する。

(認定こども園における取扱い)

第8条 第2条の規定にかかわらず、認定こども園において教育の利用を受けている児童が保護者の就労状況の変更等(別表第1(6)を除く)により同一施設における保育の利用を希望する場合はこれに優先する。

(施行の細目)

第9条 この基準に定めるもののほか、保育施設等への利用調整について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この基準は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年4月1日の保育所保育の可否を決定する審査から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

別表第1(第4条関係)

基準項目採点基準

認定事由	基準項目	採点基準	
		基準点	調整点
(1)月64時間以上労働することを常態とすること	ア 月160時間以上労働している	20点	
	イ 月140時間以上160時間未満労働している	18点	
	ウ 月120時間以上140時間未満労働している	16点	
	エ 月100時間以上120時間未満労働している	14点	
	オ 月80時間以上100時間未満労働している	12点	
	カ 月64時間以上80時間未満労働している	10点	
	キ 就労が内定している場合	6点	勤務先と雇用契約が結ばれていることが確認できる場合で上記のア～カに該当する場合、ア10点、イ8点、ウ6点、エ4点、オ3点、カ2点加算する
(2)妊娠中であるか又は出産後間がないこと	ア 入院中の者(妊娠又は出産に伴い、1箇月以上にわたり入院を要する者をいう)	16点	援助者がいないときは、4点を加算する
	イ 出産した者(出産日又は出産予定日の前後2箇月以内のものをいう)	12点	援助者がいないときは、4点を加算する
	ウ 通院中の者(妊娠又は出産に伴い、1箇月以上にわたって通院を要するものをいう)	10点	通院が週3日以上ときは3点を加算する
(3)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	ア 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有する等で、入院又は常時床についているため、保育が困難な場合	20点	
	イ 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有する等のため、1箇月以上にわたって加療しているため、保育が困難な場合	10点	安静を要するときは4点、通院が週3日以上ときは3点を加算する

	ウ 身体障害者手帳1・2級に相応する者、精神障害者保健福祉手帳1～3級に相応する者、又は療育手帳の交付を受けている者で、かつ保育が困難な場合	20点	
	エ 身体障害者手帳3級に相応し、保育が困難な場合	10点	
	オ 身体障害者手帳4級に相応し、保育が困難な場合	8点	
(4)同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること	ア 月160時間以上介護又は看護している	20点	
	イ 月140時間以上160時間未満介護又は看護している	18点	
	ウ 月120時間以上140時間未満介護又は看護している	16点	
	エ 月100時間以上120時間未満介護又は看護している	14点	
	オ 月80時間以上100時間未満介護又は看護している	12点	
	カ 月64時間以上80時間未満介護又は看護している	10点	
	(5)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な場合	
(6)求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること		4点	
(7)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び職業訓練校等に通学している場合	ア 月120時間以上の就学・訓練を受けている場合	16点	就労と同視できると保健福祉総合センター所長が判断した場合、認定事由「(1)月64時間以上労働を常態としていること」を準用
	イ 月64時間以上120時間未満の就学・訓練を受けている場合	10点	

<p>(8)虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な家庭の児童であると保健福祉総合センター所長が判断した場合</p>		<p>世帯点数 50点</p>	
<p>(9)利用継続中の児童で保護者が育児休業を取得すること</p>		<p>8点</p>	
<p>(10)市長が前各号に類する状態にあると認めること</p>	<p>ア 死別・行方不明・拘禁などで不存在の場合</p>	<p>世帯点数 40点</p>	
	<p>イ 保育施設等での保育が可能な状況で、児童福祉の観点や児童の発達支援のために保健福祉総合センター所長が特に必要と判断した場合</p>	<p>世帯点数 40点</p>	
	<p>ウ その他明らかに保育の必要性があると保健福祉総合センター所長が認めた場合</p>	<p>世帯点数 50点</p>	

別表第2(第5条関係)

加 点 項 目 採 点 基 準

加点項目		調整点数
保育の代替手段	(1)施設型給付の対象施設・地域型保育事業を卒園した場合(連携施設への申込みを除く)	6点
	(2)申込み要件を理由として申込児童を認可外保育施設等へ月64時間以上、有償で預けている場合	3点
	(3)転居又は転入に伴い転所を希望する場合	3点
	(4)他に当該児童を保育する者がなく、やむを得ず同伴就労している場合	2点
	(5)保育の代替手段に関して、上記以外の場合	1点
世帯・子どもの状況	(6)別居等によりひとり親家庭として生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合	4点
	(7)生計中心者の失業中であり、生計維持のため就労する場合	4点
	(8)父又は母が単身赴任している場合	3点
	(9)主たる保育者の就労実績が申込み受付開始時に1年以上ある場合	2点
	(10)父又は母が市内認定こども園など(*1)において、保育士など(*2)として勤務している又は勤務することが決定している場合	2点
	(11)障害者又は障害児がいる家庭である場合	2点
	(12)要介護1以上の親族を介護している場合(別表1の認定事由(4)介護・看護要件の場合を除く)	2点
	(13)主たる保育者の就労実績が申込み受付開始時に半年以上ある場合	1点
	(14)保護者の双方が通勤時間に片道1時間以上要する場合(合理的な短経路で算出したものとして保健福祉総合センター所長が判断した時間)	1点
	(15)前年度の当初から保育の実施を希望しているにもかかわらず、待機中の場合	1点
兄弟の状況	(16)育児休業のため上の児童が保育施設等を一旦退所し、復職時に育児休業対象の児童が申込みをする場合	6点
	(17)きょうだいの本基準の適用により利用調整を受け既に利用している場合で、同一の保育施設等の利用を希望する場合(きょうだいどちらかの保育施設等への転所希望をする場合を含む・三人目以上は、一人増えるごとに1点加点)	3点
	(18)きょうだいの本基準の適用により利用調整を受け既に利用している場合で、きょうだいを利用している保育施設等以外の保育施設等を希望する場合(三人目以降は、一人増えるごとに1点加点)	2点
	(19)同居世帯に児童(18歳未満(*3)の者)が三人以上いる場合(一人増えるごとに1点加点)	2点
	(20)出産に伴う退職により上の児童が保育施設等を一旦退所し、再就職時に申込みをする場合	2点
	(21)きょうだいが高齢で同時に申込みをする場合(三人目以降は、一人増えるごとに1点加点)	1点
	(22)申込みをする児童が多胎児の場合(双子の場合1点、以降一人増えるごとに1点加点)	1点
その他	(23)上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、保健福祉総合センター所長が保育の実施を必要と認めた場合	10点

備考

- 1 上記の加算点数を合計した場合に10点を超えるときは、その合計は10点とする。
- 2 転居に伴う転所希望により加点項目(3)に該当し、同時に加点項目(17)、(18)又は(21)にも該当する場合、点数が大きい方の項目を採用する。
- 3 (*1)市内認定こども園など：認定こども園、保育所、地域型保育事業、堺市から補助を受けている認証保育所、事業所内保育施設
- 4 (*2)保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭
- 5 (*3)基準日：利用(調整)開始希望日の属する年度当初

別表第3(第6条関係)

同点になった場合の優先段階

優先段階	条件
第一段階	基準項目の点数が高い世帯
第二段階	類型間の優先段階(①～⑨の順) ①災害復旧 ②不存在等 ③疾病・障害 ④就労 ⑤介護 ⑥妊娠・出産 ⑦通学等 ⑧育児休業 ⑨求職活動者
第三段階	当該保育施設等の希望順位が高いもの
第四段階	階層低位順(同一階層の場合は所得割額低位順)
第五段階	保留期間の長い世帯